

「日野市障害者差別解消推進条例の改正(素案)」に対する意見募集の結果について

- 1 パブリックコメント募集の実施概要
- 【意見募集期間】 令和6年9月2日(月曜日)から令和6年10月1日(火曜日)まで
- 【意見募集方法】 広報・HPでの周知、障害福祉課、市内各図書館、七生支所、豊田駅連絡所、日野市発達・教育支援センター エールに素案を設置
- 【意見受付方法】 障害福祉課窓口、郵送、FAX、電子メール、電子申請、日野市地域共創プラットフォーム
- 【意見・提案数】 17件

2 寄せられたご意見・ご提案及び市の考え方等

項番	意見・提案	市の考え方	条例への反映
1	パブリックコメントとありますが何でも横文字を使うのは辞めてほしいです。	「パブリックコメント」については障害福祉課の判断で使用しているものではなく、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき使用している文言です。そのため原案のままとさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
2	「過去」とありますが今も日野市から差別されていますので「今も」を追加。	差別については同文内に「今もなお存在しています」と記載しております。	○原案のとおりとさせていただきます
3	胸が締め付けられるとありますが、視覚障害者は野放しされています。締め付けられるところではない。	本条例は胸を締め付けられる思いや野放しにされているといった思いをされている方を減らすための条例です。意味としては同様のものを表しています。	○原案のとおりとさせていただきます
4	視覚障害者にとって、どんな小さなことでも、点字か音声でなければわかりません。それには時間がかかります。そのことを市は理解していますか？	情報保障の推進については基本理念(5)に、「障害者は、言語(手話等を含む。)、点字、音声情報、イラストその他の意思疎通のための手段が最大限に確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大される必要があること。」と記載をしており、その重要性について認識をしております。	○原案のとおりとさせていただきます
5	障壁をわかりやすく「壁」としてください。「バリア」は削除	障害者差別解消法においても「障壁」と記載をしてあります。また、「壁」と比較し「障壁」の方が妨げられるといった意味が強くあります。以上より「障壁」とさせていただきます。なお、「バリア」については「障壁」と同じ意味と認識しております。「バリアフリー」という言葉があるように「障壁」と「バリア」のどちらがわかりやすいかについては個人によると考えられることから、削除をする必要がないと考えます。	○原案のとおりとさせていただきます
6	バリアは「壁」としてください。	同上	○原案のとおりとさせていただきます
7	インクルーシブ教育とありますが、わかりやすい日本語に。	障害者権利委員会から出された勧告にあわせ、「障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)」に変更させていただきます。	○ <u>ご意見を反映します</u>
8	SDGsも日本語に書き換える。	条文ではなく、本条例の解説にて対応させていただきます。	○ <u>ご意見を一部反映します</u>

項番	意見・提案	市の考え方	条例への反映
9	インクルーシブ社会とありますが、日本語で。	「インクルーシブ社会」を日本語で表現すると、「包摂的社会」や「障害者を包容する社会」、「障害者を包括する社会」といった文言となります。わかりやすさや第2条の定義にも記載することを加味し、原案のままとさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
10	「平等」と書いてありますが、何を意味して平等なのか、視覚障害者としてはわかりません。現状は墨字のものを役所からもらって「だれかに読んでもらってください」と言われてもだれに読んでもらえるのですか。	まず前提として、全ての市民は一人ひとりかけがえのない存在であり、平等に権利を持っています。本条例は、そのような前提があるにも関わらず生じてしまう障害を理由とした差別を解消すること、ひいては誰もが互いに人格と個性を尊重し共生するインクルーシブ社会を実現するために制定しているものです。 しかし、そのような社会を実現できていない現状があり、具体的な例として情報保障についても基本理念にあるように、さらに推進していく必要があると認識しております。 本条例で掲げている社会の実現に向け、本条例の周知をはじめ様々な施策・事業を行っていきます。	○原案のとおりとさせていただきます
11	(6)のところ 「留意」ではなく「注意」としてほしい。	「留意」には物事を心に留めて注意を払うという意味があり、「注意」にはミスや事故のないよう気を付ける、用心するといった意味があります。 このような意味を踏まえ、ここでは「留意」とさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
12	第4条の市の責務は条例の初めにもってきてほしい。職員研修でも、資料は点字にして障害のある職員も参加できるようにする。	条例の構成上、市の責務は第4条とさせていただきます。 なお、研修資料につきましては必要に応じて適切に対応いたします。	○原案のとおりとさせていただきます
13	第6条 視覚障害者に関してですが、第4条と第6条の研修では障害当事者から学んで事業を起こしてほしい。文章ではきれいごとですがそのようにはなっていません。	研修について当事者から学ぶ大切さは理解した上で、当事者から学ぶ研修に限らず、より効果が高い研修を検討していただきたいと考えております。 また、市は当事者の方の声や体験を通じた障害理解を促すことを目的に、心のバリアフリー研修を実施しております。	○原案のとおりとさせていただきます
14	「障害者」の定義について追加してください。 障害は本来人にあるのではなく、社会(日野市)にある。多様な市民が生活する日野市において、特定の方が不自由を感じており、それは日野市事態の障害である。その「日野市の抱える障害」を背負わされている人たちをここではあえて「障害者」と定義するということを追加してください。現在の書き方では「障害は障害者という人の抱える特性である」といった「人に障害を押し付けている」ように読めます。	本条例は、障害は個人にあるものではなく、社会によってつくられたものであるという障害の社会モデルに基づいたものとなっております。 本条例の前文及び第2条の定義(6)障害の社会モデルにおいて、同様の記載しております。また第2条の定義(1)にあたる障害者の定義にも、「障害及び社会的障壁との相互作用により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と記載しており、その人自身にあるもの(個人モデル)の立場はとっておりません。	○原案のとおりとさせていただきます
15	「特性」という用語はある種の差別です。 日野市職員の中で障害について「特性」という語をあちこちで耳にし、このたびの条例にも使われていますが、あまりにも「人」にではなく「障害」「症状」といったことに着目した言葉であり人権意識に欠ける表現です。「障害に伴う特別なニーズ」といった表現あるいは「障害に伴い必要とされること」といった表現にしていきたいです。	「特性」という言葉自体には差別的な意味があるものではありませんが、言葉の使用方法によっては、人と異なることを強調されるような差別的・人権侵害にあたるように思われることもあると認識しております。 本条例の条文にはそのような意図はございませんが、ご意見でいただいたとおり個別のニーズや置かれた状況という表現にした方が伝わりやすいため、文言を修正いたします。	○ <u>ご意見を反映します</u>

項番	意見・提案	市の考え方	条例への反映
16	職員研修について (変更案を記します) 3 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する支援を適切に行うため、職員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を最低年に1回全職員必修で行わなければならない。 (変更の理由) 私は日野市職員として働いております。日野市職員の障害者に対する人権意識があまりにも低下しており、障害を理由とすると思われるハラスメントも自分も経験しておりますし、市民の方も経験していることを目の当たりにしています。また、障害者のいのちをないがしろにした対応についても現実直視していない職員の意識、「障害者のことは後付けサービスとして考えればよい」といった意識を目の当たりにしており、こんな日野市でいいのかと怒りさえおぼえることが現在も多くあります。職員研修を全職員必修とし、日野市の職員の情報セキュリティ研修のように受講者はしっかりとアンケートに答える、質問形式のアンケートに回答するといった方法で研修を充実させていただきたいです。	市職員の障害理解の促進の重要性は認識しております。 本条例に障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うことと明記することを契機に、現在実施している研修の見直しも含め、啓発活動や職員研修を充実してまいります。 なお、条例については基本的な方針や方向性を示すもののため、具体的な内容の記載は避けさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
17	現行の条文には「障害のある女性が」と最初に明記されておりますが、改正案では「性別、年齢、障害の種類…」とあり、その後「特に障害のある女性は」との一文になっていきます。 これは少し「女性」が背景化したようにも感じられますし、女性は児童にも高齢者にもいるので、女性、児童、高齢者と並列ではないと思います 言いたいことはわかりますが今一度より良い表現を考えていただきたいと思います 今年4月に施行された「困難を抱える女性支援法」とも共振できるような内容になればよりありがたいと思います 車いすの夫から障害を持つ女性がひどいDVを受けていた例が市内にもありますので	障害のある女性が、障害及び性別によってさらに困難な状況に置かれることがあるという点は認識しており、今回の改正内容については現行と比較し軽視したり背景化したものではなく、他の複合差別も想定し表現を変更したものです。 本件については条文ではなく、解説文にて対応させていただきます。	○<u>ご意見を一部反映します</u>